
令和 5 年度
第 7 回千歳市農業委員会総会議事録

千歳市農業委員会

令和5年度第7回千歳市農業委員会議事録

日 時 令和5年10月27日（金） 13時30分開会
14時33分閉会
開催場所 千歳市役所議会棟 2階 大会議室

1 出欠状況（出席委員16名、欠席委員4名）

1番	平 沖 道 徳	出 席	
2番	今 務	出 席	
3番	三 溝 健 雄	出 席	
4番	平 岡 日 出 男	欠 席	
5番	高 橋 正	出 席	
6番	今 鉄 雅	出 席	議事録署名委員
7番	宮 澤 徳 夫	出 席	議事録署名委員
8番	山 形 繁 雄	出 席	
9番	鈴 木 弘 樹	出 席	
10番	川 端 智 之	出 席	
11番	佐々木雅宏	欠 席	
12番	片 桐 好 英	欠 席	
13番	平 井 久	出 席	
14番	藤 田 勝 久	出 席	
15番	清 水 利 一	出 席	
16番	樋 口 司	欠 席	
17番	黒 澤 讓 治	出 席	
18番	中 村 由 美 子	出 席	
19番	工 藤 信 二	出 席	
20番	長 島 信 行	出 席	

2 事務局職員出席状況

事務局長	松 石 博 司
管理課長	上 田 創 一
企画振興係長	小 野 美 幸
農地係長	小 川 宏 明
農地係主任	福 士 憲 二
農地係主任	松 川 裕

3 議事日程

- 日程第 1 開会宣言
- 日程第 2 会長挨拶
- 日程第 3 議事録署名委員の指名
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 報告の部
 - 報告第 1 号 専決処分の報告について
(農地法第 18 条第 6 項合意解約の通知)
 - 報告第 2 号 令和元年度第 7 号農用地利用集積計画の変更について
- 日程第 6 協議の部
 - 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 議案第 3 号 令和 5 年度第 4 号農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第 4 号 農用地の買入協議に係る要請について
 - 議案第 5 号 現況証明願について
- 日程第 7 その他

議 事 次 第

<日程第1 開会宣言>

事 務 局 長 ただ今から、令和5年度第7回農業委員会総会を開会いたします。
本日、4番、平岡委員、11番、佐々木委員、12番、片桐委員16番、樋口委員より欠席する旨連絡がございました。また1番、平沖委員は遅刻する旨連絡がございました。
よって、委員20名中、15名が出席しており、会議は成立いたしました。
会議の開催に当たりまして、会長からご挨拶があります。

<日程第2 会長挨拶>

会 長 皆様、ご苦勞様です。本日もどうぞよろしくお願いいたします。
それでは、ただいまから会議を始めます。(13:31)

<日程第3 議事録署名委員の指定>

議 長 日程第3、議事録署名委員を指名いたします。
千歳市農業委員会会議規則第13条に規定する議事録署名委員には、6番、今鉄雅委員、7番、宮澤委員を指名いたします。

<日程第4 諸般の報告>

議 長 日程第4、諸般の報告を行います。
事務局より説明願います。

事 務 局 令和5年度第6回総会以降の諸般の事項につきましては、お手元に配布しております資料のとおりであります。
事務局からは、以上です。

＜日程第 5 報告の部＞

【報告第 1 号 専決処分に報告について（現況証明願）

- 議 長 次に日程第 5、報告の部に入ります。（13：32）
初めに報告第 1 号を議題といたします。事務局より説明願います。
- 事 務 局 報告第 1 号について、ご説明申し上げます。
議案書 1 ページをお開きください
農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借等の合意解約の通知があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。
今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借等の合意解約は 7 件で、土地の所在等は、議案書 1 ページから 4 ページのとおりです。
はじめに、議案書 1 ページから 3 ページ、整理番号 14 から 17 で解約のあった土地につきましては、売買の意向があるため解約する案件であります。
こちらの土地につきましては、後ほど議案第 4 号において農用地の買入協議に係る要請についてお諮りする予定であります。
続きまして議案書 4 ページ、整理番号 18 及び 19 で解約のあった土地につきましては、売買の意向があるため解約する案件であります。
こちらの土地につきましては、来月以降に売買の案件としてお諮りする予定であります。
最後に、整理番号 20 で解約のあった土地につきましては、所有権を移すため、賃貸借をしている一部を解約する案件であります。
この所有権の移転については、後ほど、議案第 2 号において、農地法第 5 条の規定による許可申請についてお諮りする予定であります。
以上、報告第 1 号について、ご説明申し上げました。
事務局からは以上であります。
- 議 長 報告事項について、質問がありましたらお受けいたします。

(質問なし)
- 議 長 質問がなければ、これをもって報告第 1 号を報告済といたします。

【報告第 2 号 令和元年度第 7 号農用地利用集積計画に変更について】

- 議 長 次に報告第 2 号を議題といたします。
事務局より説明願います。
- 事 務 局 報告第 2 号について、ご説明申し上げます。
議案書 5 ページをご覧ください。
令和 5 年 9 月 20 日付け千農計第 46 号により、千歳市長から、標記農用地利用集積計画の変更について、通知がありましたのでこれを報告します。
6 ページをご覧ください。
上段が、令和元年度第 7 号農用地利用集積計画における利 50 及び利 51 でありまして、下段が変更後となります。
変更箇所は、祝梅〇〇〇〇の面積及び賃貸料で、変更理由は、祝梅川の護岸工事に伴う土地収用によるものです。
以上、報告第 2 号について、ご説明申し上げました。
事務局からは以上であります。
- 議 長 報告事項について、質問がありましたらお受けいたします。

(質問なし)
- 議 長 質問がなければ、これをもって報告第 2 号を報告済といたします。

<日程第 6 協議の部>

【議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について】

- 議 長 次に、日程第 6、協議の部に入ります。(13：35)
はじめに、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、整理番号 13 及び整理番号 14 を議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局 議案第 1 号について、ご説明申し上げます。
 議案書 7 ページをお開きください。
 農地法第 3 条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。
 今月の農地法第 3 条の許可申請は、所有権移転が 3 件です。
 当日配布資料の 1 ページから 3 ページに、議案第 1 号資料として地番図を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。
 整理番号 13 は、△△△△さんが、△△△△さんから農地を買い受ける所有権移転案件です。
 整理番号 14 は、△△△△さんが、△△△△さんから農地を買い受ける所有権移転案件です。
 土地の所在等につきましては、議案書 7 ページのとおりです。
 整理番号 13 及び 14 は、調査書により確認した結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
 以上、整理番号 13 及び 14 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
 事務局からは以上であります。

議長 これより質疑を行います。

(質疑なし)

議長 他に発言が無ければこれで質疑を終わります。
 お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。

次に整理番号 15 を議題といたします。
 この案件については、農業委員会に関する法律第 31 条第 1 項の議事参与の制限の規定により、●●委員の退席を求めます。
 暫時、休憩します。(13：38)

(●●委員、退室)

議長 再開します。(13：38)

議	長	事務局より説明願います。
事	務	局
		続きまして議案書 8 ページをお開きください。 整理番号 15 は、△△△△さんが、△△△△さんから農地を買い受ける所有権移転案件です。 土地の所在等につきましては、議案書 8 ページのとおりです。 整理番号 15 は、調査書により確認した結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 以上、整理番号 15 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。 事務局からは以上であります。
議	長	これより質疑を行います。
藤	田	委 員
		売買価格を教えてください。
事	務	局
		整理番号 15 については、反あたり□□円となっております。 整理番号 13 は反あたり□□円、14 は□□円となっております。
藤	田	委 員
		それは、総額ですか、反あたりですか。
事	務	局
		反あたりです。
平	沖	委 員
		14 の金額をもう一度お願いします。
事	務	局
		□□円です。
藤	田	委 員
		15 はあまり条件の良いところではないですね。
事	務	局
		はい。
藤	田	委 員
		分かりました。
黒	澤	委 員
		農業廃止と離農の違いを教えてください。
事	務	局
		離農の方は、初めから農業を行っていた方が離農されている、農業廃止の方は、農業をもう行っていない方というイメージで分けておりましたが、表現としては同じになるので、今後は統一してもよ

ろしいのかと考えております。

黒 澤 委 員 分かりました。

議 長 他にございませんか。

(質疑なし)

議 長 他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。
●●委員の退席を解きます。
暫時休憩します。(13：43)

(●●委員、入室)

議 長 再開します。(13：43)

【議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について】

議 長 次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について
を議題といたします。この案件については、議事参与の制限の規定
により●●委員の退席を求めます。
暫時休憩します。(13：44)

(●●委員、退室)

議 長 再開します。(13：44)
事務局より説明願います。

事 務 局 議案第2号についてご説明申し上げます。
議案書9ページをお開きください。
農地法第5条の規定による許可申請があったので、可否について
審議意見を求めます。

なお、可として議決した場合には、北海道農業会議に意見聴取を行い、許可相当との意見回答後、許可書を交付することとします。

今月の農地法第5条の規定による許可申請は1件です。

当日配布資料の4ページから5ページに、議案第2号資料として航空写真、求積図、工程表、農業振興地域図面を添付しておりますので、説明と合わせてご確認ください。

本件は〇〇転用案件となります。

当該地は、△△△△さんが△△△△さんから賃借して農地利用していましたが、報告第1号のとおり賃貸契約が合意解約されました。

今回、△△△△さんが△△△△さんから当該地を購入し、〇〇転用するものです。

当該地は農業振興地域外であります。

また、土地改良事業などの農業公共投資の対象とされたことはなく、隣接する団地とは傾斜による高低差で分断されていることから、一体的な農地利用は困難であり、10ha以上の集団的な農地とはいえないことから、第2種農地と判断しております。

資力についても事業費を上回る資金があることを確認しております。

これらのことから、当該申請は農地の転用許可基準の全てを満たしております。

なお、本件につきましては、転用面積が30aを越えるため、北海道農業会議への意見聴取が必要となります。

以上、整理番号5についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは以上であります。

宮 澤 委 員 現状どなたかが使われている所に〇〇〇〇という事ですか。

事 務 局 はい。これまではご存じの通り△△△△さんが農地利用しておりますが、今現状は〇〇〇〇が植栽されています。

宮 澤 委 員 あそこの場所ですね。分かりました。

藤 田 委 員 今、5条で転用しようとしている所は〇〇〇〇ですけれども、他にも〇〇〇〇の植栽はあるのですか。

事 務 局 ございます。

藤 田 委 員 員 では、使い出が悪くて駄目だという事ですか、農地利用については。

会 長 △△△△さんの△△さんが体調を崩されて、もう農家が出来ないような事を言っており、それで△△△△さんに話があったようです。

事 務 局 体調を崩されているという事に絡みまして、少しずつ〇〇〇〇の方に事業の軸足を今後移していくという事で、千歳の方は規模縮小する意向がありまして、今回の転用になったという事になります。

藤 田 委 員 員 ここは元々、〇〇〇〇した所なのですか。

事 務 局 はい。そうです。

藤 田 委 員 員 そういう事なのですね。

会 長 昔、△△△△さんが〇〇〇〇を置いていた所で、△△△△さんが△△△△さんに売買して、△△△△さんが新規就農でやりますという事で始まりました。最初は〇〇〇栽培を行うという計画でしたが、苗の入手が困難となり、色々あった事から、委員会として毎年現地調査を行っていた所です。

藤 田 委 員 員 〇〇〇〇に戻るという事ですね。分かりました。

川 端 委 員 員 隣接する、〇〇〇〇や〇〇〇〇は大丈夫なのですか。

事 務 局 言われていた、隣接地の〇〇〇〇等については、時期は未定ですが、同じように議案として審議させて頂くことにはなろうかと思えます。

川 端 委 員 員 分かりました。

藤 田 委 員 員 △△△△さんの農地としての土地はまだ残っているのですか。

事 務 局 質問と相違があるかもしれませんが、△△△△さんからの賃借している△△△△さんの土地は隣接する〇〇筆があります。
〇〇〇〇の隣上と図面は少し切れておりますがさらにその上です。

藤 田 委 員 了解しました。

平 沖 委 員 隣の〇〇〇〇の所はやたらと分筆されておりますが、なにかあるのでしょうか。

事 務 局 〇〇商法かと思われます。

平 沖 委 員 分かりました。

議 長 他に何かございませんか。

(質疑なし)

議 長 他に発言が無ければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。
●●委員の退席を解きます。
暫時休憩します。(13：51)

(●●委員、入室)

議 長 再開します。(13：52)

【議案第3号 令和5年度第4号農用地利用集積計画の決定について】

議 長 次に、議案第3号、令和5年度第4号農用地利用集積計画の決定について、整理番号所5から所7までを議題といたします。
事務局より説明願います。

事 務 局 議案第3号について、ご説明申し上げます。
議案書10ページをお開きください。
農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定により、次のとおり農用地利用集積計画の決定を千歳市長から求められたので審議意見を求めます。

当日配布資料の 6 ページから 10 ページに議案第 3 号資料として地番図を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。

今月の案件は、所有権移転が 5 件になります。

土地の所在等は議案書のとおりです。

はじめに、整理番号所 5 から所 7 を説明いたします。

整理番号所 5 は、恵庭市の△△△△さんが、公益財団法人北海道農業公社から利用集積計画による貸付を受けていた農地について、今年度中に貸付期間が満了となることから、北海道農業公社から売渡を受ける農地保有合理化事業案件になります。

次に、整理番号所 6 は、△△△△さんが、規模縮小をする△△△△さんから農地を買い受ける規模拡大案件になります。

続きまして、議案書 11 ページをお開きください。

整理番号 7 は、△△△△さんが、離農した△△△△さんから賃貸借を受けていた農地を買い受ける規模拡大案件になります。

これらの計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件各号を満たしております。

以上、整理番号所 5 から所 7 までについて、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは以上であります。

議 長 これより質疑を行います。

藤 田 委 員 所 6 の△△△△さん、この方は農業者ですよ。

事 務 局 農業者の方です。

中 村 委 員 △△△△さんの次男の方です。

藤 田 委 員 分かりました。

議 長 他にございませんか。

(質疑なし)

議 長 他に発言がなければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数ですので、この議題は可とすることに決定しました。

議 長 次に所 8 を議題といたします。
この案件については議事参与の制限の規定により、●●委員の退席を求めます。暫時休憩します。(13:57)

(●●委員、退室)

議 長 再開します。(13:57)
事務局より説明願います。

事 務 局 引き続き、議案書 11 ページをお開きください。
整理番号所 8 は、△△△△さんが、離農する△△△△さんから農地を買い受ける規模拡大案件になります。
これらの計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件各号を満たしております。
以上、整理番号所 8 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。

議 長 これより質疑を行います。

平 沖 委 員 売買金額の総額で金額を合わせるため、反あたりの単価の額が端数になっているのですか。

事 務 局 端数を切って、単価計算を逆算すると、このような金額になっております。元々、反□□万円なので、それに係る端数の百円の単位分を引いて売買しやすい金額に総額を持っていくと、逆算するとこのような金額になります。総額で切り捨てするところになります。

平 沖 委 員 分かりました。

議 長 他にございませんか。
(質疑なし)

議 長 他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。
●●委員の退席を解きます。暫時休憩します。(14:00)

(●●委員、入室)

議長 再開します。(14:00)
次に整理番号、所9については、議事参与の制限の規定により、
●●委員の退席を求め、平沖会長職務代理者と議長を交代し、私も
退席いたします。
暫時休憩します。(14:00)

(●●会長、●●委員、退室、議長交代)

会長職務代理者 再開します。(14:00)
事務局より説明願います。

事務局 議案書12ページをお開きください。
整理番号所9は、△△△△さんが、離農する△△△△さんから農
地を買い受ける規模拡大案件になります。
これらの計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、旧農業経
営基盤強化促進法第18条第3項の各要件各号を満たしております。
以上、整理番号所9について、ご説明申し上げましたが、よろし
くご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。

会長職務代理者 これより質疑を行います。

(質疑なし)

会長職務代理者 他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお
願いします。

(挙手多数)

会長職務代理者 挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。
●●会長、●●委員の退席を解き、議長を交代します。

暫時休憩します。(14:02)

(●●会長、●●委員、入室、議長交代)

議長 再開します。(14:02)

【議案第4号 農用地の買入協議に係る要請について】

議長 次に、議案第4号農用地の買入協議に係る要請について、整理番号1を議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局 議案第4号について、ご説明申し上げます。議案書13ページをお開きください。

旧農業経営基盤強化促進法第15条第1項に基づき、所有権移転あっせん申出のあった次の農用地について、同法第16条に基づく農用地の買入協議に係る千歳市長への要請について審議意見を求めます。

土地所有者から農地の売渡のあっせん申出があった場合、農業委員会等が地域の認定農業者に対し売買の利用調整を行います。これが困難な場合、北海道農業公社が農地を買入れたうえで、認定農業者に貸付をする農地保有合理化事業があります。

今回の要請は、この事業の事務手続きの一環で千歳市長が公社に対し買入協議を行う際に、農業委員会からの要請が必要であることから、審議いただくものです。

当日配付資料の11ページから14ページに、議案第4号資料として、地番図、航空写真、フロー図をお配りしておりますので、合わせてご確認ください。

今月の所有権移転あっせん申出件数は2件です。

はじめに、整理番号1をご説明いたします。

整理番号1、申出日は令和5年10月13日で、あっせんを希望する土地の所在等は議案書のとおりです。

なお、議案にはありませんが、本件の買受予定者は△△△△さんであります。以上、整理番号1について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定頂きますようお願い申し上げます。

事務局からは以上であります。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区委員から補足説明があります。

鈴木 委員 整理番号1における、△△△△さんの所有権移転あっせん申出について、補足説明します。

整理番号1の△△△△さんは所有する農地の大半を地元農業者に賃貸しており、実質的に離農しております。

申出があった農地について、地域でも調整し買受希望者を探した結果、△△△△さん以外に取得を希望する方はいませんでした。△△△△さんは、資金面で早急に当該地を取得できる状況にないと聞いております。

以上のことから、効率的で安定的な農業経営を営む者に、利用の集積を図るためには、北海道農業公社による買入が必要ですので、千歳市長に対し買入協議の要請を行うべきと考えます。

私からは以上です。

議 長 これより質疑を行います。

藤田 委員 △△さんの土地について、農地についてはこれですべて売却の方向となるのですか。

△△△△さんとの契約があったかと思いますが、それは残すのですか。

事務局 △△△△さんに貸付している農地は残ります。

藤田 委員 分かりました。

議 長 他にございませんか。

(質疑なし)

議 長 他に発言がなければこれで質疑を終わります。

お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。

議	長	次に整理番号 2 を議題といたします。 事務局より説明願います。
事	務	つぎに、整理番号 2 をご説明いたします。 議案書 14 ページ及び 15 ページをお開きください。 整理番号 2、申出日は令和 5 年 10 月 13 日で、あっせんを希望する土地の所在等は議案書のとおりです なお、議案にはありませんが、本件の買受予定者は△△△△さんであります。 以上、整理番号 2 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定頂きますようお願い申し上げます。 事務局からは以上であります。
議	長	事務局の説明が終わりましたが、地区委員から補足説明をお願いいたします。
今	務	整理番号 2 における、△△△△さんの所有権移転あっせん申出について、補足説明します。 整理番号 2 の△△△△さんは所有する農地の大半を地元農業者に賃貸しており、実質的に離農しております。申出があった農地について、地域でも調整し買受希望者を探した結果、△△△△さん以外に取得を希望する方はいませんでしたが、△△△△さんは、資金面で早急に当該地を取得できる状況にないと聞いております。 以上のことから、効率的で安定的な農業 経営を営む者に、利用の集積を図るためには、北海道農業公社による買入が必要ですので、千歳市長に対し買入協議の要請を行うべきと考えます。 私からは以上です。
議	長	これより質疑を行います。
藤	田	今の整理番号 1 と同じように聞いていたのですが、報告第 2 号の整理番号 16、17 で△△さんと合意解約しておりますが、1 筆だけ農地が残る事になっています。これはどうなるのでしょうか。○○○ ○です。
事	務	○○○○の他にも農地が何筆か残るのですが、それらについては来月、今回の保有合理化とは別に売買で議案としてお諮りする予定です。

藤 田 委 員 分かりました。

議 長 他にございませんか。

(質疑なし)

議 長 他に発言がなければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。

【議案第 5 号 現況証明願について】

議 長 次に、議案第 5 号現況証明願について、整理番号 12 を議題いたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第 5 号についてご説明申し上げます。
議案書 16 ページをお開きください。
現況証明の願出があったことから、北海道農地法関係事務処理要領の規定に基づき、証明の可否について審議意見を求めます。
今月の市街化調整区域における現況証明願は 2 件であります。
当日配布資料の 15 ページから 21 ページに議案第 5 号資料として、地番図・航空写真・現地写真を添付しております。
はじめに、整理番号 12 についてご説明いたします。
現況証明願の所在地等は、議案書 16 ページのとおりです。
願出地は、願出人が所有している奥の土地に行くための通路として筆が分かれていると推測されるものの、地図システムにより地番図と航空写真を合わせた重ね図によると、通路の位置と若干ずれているため、実際には道路及び雑他地であります。農地として利用されたことはないと願出人に聴取しております。農地台帳上の現況地目は雑他地であり、農地法上、非農地として扱われている土地であります。
本件は、このたび願出人が、現況に合わせて地目変更登記を行いたいとして、現況証明の願出がありました。
調査の結果、願出地において農地利用はされておらず、農地利用

は困難と判断されるため、農地・採草放牧地以外としてお諮りいたします。

以上、整理番号 12 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは、以上であります。

議長 事務局の説明が終わりましたが、農業委員による現地確認を行っておりますので、ご意見等をお願いします。

宮澤委員 10 月 11 日に、私のほか、平岡委員、山形委員及び事務局により整理番号 12 について現地調査を行いましたので報告します。

事務局から説明があったとおり、証明を受けようとする土地は、農地利用はなく、雑他地及び通路となっております。

本調査を行った農業委員は、当該地がこのような状態であることから、農地利用は困難であると判断し、全員、農地・採草放牧地以外として総会に諮ることで意見を集約しております。

私からは以上です。

議長 これより質疑を行います。

川端委員 地図を見ると通路と言っておりますが、農地と一体となったものなのか確認したいのですが。

事務局 おそらく、通路という事で分けたと思われるのですが、昔は合わせ図等が無かったのでおそらく分からないで間違ってしまったのではないかと言う所で、所有者の方も自分のこの土地については通路だと認識しており、今回、航空写真で確認してずれている事が分かったような状況です。

川端委員 分かりました。

藤田委員 位置関係がよくわからないのですが、この細い道路は道線で行くと何線ですか。

事務局 ○○線です。

議長 他にございませんか。

(質疑なし)

議 長 他に発言が無ければ、これで質疑を終わります。お諮りします。
この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数です。この議題は可とすることに決定いたしました。
次に整理番号 13 を議題といたします。
この案件については議事参与の制限の規定により●●委員の退
席を求めます。暫時休憩します (14:16)

(●●委員、退室)

議 長 再開します。(14:17)
事務局より説明願います。

事 務 局 次に、整理番号 13 についてご説明いたします。
現況証明願の所在地等は、議案書 16 ページのとおりです。
願出地は、願出人が令和 4 年 2 月に母・△△△△さんから相続を
受けた土地であります。故・△△△△さんは生前、当該地及び隣接
地、合計約 3.5ha の一体的な非農地化を希望し数回に渡って、現状
のまま、農業委員会に対して願い出があったものの、苗木等の植栽
により農地性が確認できたことから非農地化は全て否決されてお
ります。
相続した願出人は非農業者で、相続した農地の売却を希望してお
り、成長した苗木は買い手がつかないことから一部が伐採抜根され
ています。
この約 3.5ha の一部である願出地の釜加〇〇〇〇については、過
去に農地転用許可を受けて建てられた農業用施設があるほか、その
他の部分については、成長した苗木等を一部伐採・伐根した上で、
一般的な農地への復元を試みましたが、土は石やコンクリート片が
含まれているうえ、機械でも起こせないほど固く、根を張ることが
できない状態であったとのことです。
願出地の北側にある隣接地 3 筆は、農地として利用可能であり、
今後は農地利用するということで、先ほど、議案第 1 号において農
地法 3 条による売買をお諮りしたところであります。
この度、農地として利用が不可能と思われる願出地 1 筆のみ、地
目変更登記を行いたいとして、現況証明の願出がありました。
調査の結果、願出地は耕作に適さない土の客土が行われた過去の
経緯もあり土が硬く、石やコンクリートブロックが埋まっており、

農地利用は困難と判断されるため、農地・採草放牧地以外としてお諮りいたします。

なお、願出地につきましては、売買が予定されており、相手方は△△△△さんであります。

以上、整理番号 13 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは、以上であります。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、農業委員による現地確認を行っておりますので、ご意見等をお願いします。

山 形 委 員 10 月 11 日に、私のほか、平岡委員、宮澤委員 及び 事務局により、整理番号 13 について現地調査を行いましたので報告します。
事務局から説明があったとおり、証明を受けようとする土地は、転用許可を受けて建てられた農業用施設があるほか、土は硬く、石やコンクリートブロックが埋まっております。
農地として復元させるには相当な費用と労力を要すると思われ
ます。

本調査を行った農業委員は、当該地がこのような状態であることから、農地利用は困難であると判断し、全員、農地・採草放牧地以外として総会に諮ることで意見を集約しております。

私からは以上です。

議 長 これより質疑を行います。

藤 田 委 員 これは、皆さん及び事務局が苦勞した案件だと思いますが、委員の方は皆さん、全地確認しておりますが、この時には一部を除いて農地として使っているという事で、転用許可を認めないという考え方でやっていたのですが、本件は非常によく事情が分かるので、本件については私的には認めないといけないかなと思うのですが、今まで駄目と言ってきて、今回やむを得ないという事で、何かやった訳では無くて、よく調べてみたらそういう事であって、調べてみたら使えなかったと言う許可なので、そこを説明する時に、理解している人は良いのですが、そうでない人がいた場合はそこをどう説明するかが難しい所かと思いますがいかがでしょうか。

事 務 局 この一体的な 3.5ha、すべて非農地としてほしいという願出だったので、農業委員会としてはこの部分は良くてこの部分はだめですという判定ではなくて、願出地全部に対して、良いか駄目かの非農

地化できるか、出来ないかの回答であったため、その3.5haの中に、農地性がある所が確認できましたので、願出は否決しております。

以前、農地性があると判断された、幼木や苗木が大きくなった成木等があり、それらを伐採した事もありますし、今回実際に土地を見て、使える場所、使えない場所という事で掘ってみたりを△△さんが行いました。北側の部分は石が少ないという事で、労力をかければ農地として使えそうだという事で、農地法3条の農地利用とし、今回、南側の方はとてもコンクリートや石が多く、試掘した所、南側はとても固いという事で土地をちゃんと調査した結果、南側は農地として使えません。農地性のあった木も一部伐採伐根したこともあり、今回この場所については、非農地化で判定することが妥当ではないかと考えます。

今 務 委 員 藤田委員がおっしゃる通り、心配されてここを農地としてまた復元してほしいという、6年前から言うと、今回そのような状況の中で、この部分だけ非農地化するのは賛成しますが、この北側の部分、間違いなく農地として活用するという、確約はいただきたいと思います。

事 務 局 農地法3条で申請されるという事は、農業委員会に対して農地利用しますというお約束になりますので、それを持って確約と私たちは受け取っております。もし今後、農地利用しなかった場合には、又農地パトロールに入れ、指導の対象になってしまうのかなと思います。北側については、果樹を植えるですとか、色々計画はあるという事で、△△さんの方からも伺っておりますので、間違いなく農地利用していただけたと思います。

今 務 委 員 それがないと、この南側は許可した、我々が問われる事になりますので。

事 務 局 南側については、今回の非農地証明という事で、ただし3条で北側農地利用として買った部分は間違いなく農地利用してくださいという事です。

今 務 委 員 分かりました。

藤 田 委 員 土地改良区さんの〇〇〇〇の話はどうなりましたか。

事務局 非農地になった場合には、申請をして土地改良区さんの方でも会議とかを行い、脱退できる事となった場合は改良区から抜けることになると思うと伺っております。その時には何年か分の〇〇〇〇を支払わなくてはなりません。

藤田委員 この部分だけ抜ける事になるのですか。

事務局 非農地となった部分だけの脱退になると思います。
脱退出来るかどうかの正式な回答はまだいただいておりますので、まだ分かりません。

議長 他にございませんか。

藤田委員 池もありますが、これはどの様になりますか。

事務局 池について補足説明をさせていただきます。
当日配布資料の航空写真を見れば分かるかと思うのですが、池が農地法３条の方と現況証明の方で跨いでおります。
現況証明の方については、こちらから水が湧いてくるという事でとても使いづらく、今年の蓮は枯れたと聞いており、農地法３条の方は現況証明の方より浅くて、土をある程度入れれば農地利用が出来そうだと言う事情があります。

藤田委員 分かりました。両方に跨っていると感じましたので。
何とか上手く使ってほしいですね。

事務局 話の繰り返しになりますが、△△△△さんの時は苗木を植えたのが一番メインの話で、自分で植えた苗木が育った、苗木というのは農作物ですので、それがある以上は現況証明には適さない、今回は苗木部分は抜いてみたという事で、全部ではありませんが農作物は無くなり、一般的な農地への復元を試みましたが、復元できなかったという事で、事情は違う事の説明になると思います。

藤田委員 苗木が大木になり、それを伐採して農地活用しようとしても、結果的には無理だという事が分かったという事ですね。

事務局 お母さん、△△△△さんが現況証明の申請をした時は、木は抜かないという事でしたので、農作物がある状態であれば、ご自分で植えたので非農地化は叶わないという事で、そのような整理でした。

藤 田 委 員 分かりました。

議 長 他にございませんか。

(質疑なし)

議 長 他に発言が無ければ、これで質疑を終わります。お諮りします。
この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数ですので、この議題は可とすることに決定いたしました。
●●委員の退席を解きます。暫時休憩します。(14:30)

(●●委員、入室)

議 長 再開します。(14:30)
これで本日付議された議案はすべて審議を終了しましたが、各委員から意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 なければ、事務局からの報告をお願いします。

事 務 局 ※事務局より次の事項について、報告があった。
口 頭 地域計画及び目標地図に係る意向調査書の発送について
資料1 農作物の生育状況(10月15日現在)について
口 頭 地区別農業委員研修会に係る出欠報告の提出について
令和5年度千歳市農業委員道内視察研修について
千歳市農業委員会だより「大地」の配布について
第2回「大地」編集委員会の開催について

<閉会宣言>

議 長 これをもちまして、本総会を閉会いたします。
お疲れさまでした。(14:33 閉会)